

公益社団法人 滋賀労働基準協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人滋賀労働基準協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。また、従たる事務所を滋賀県大津市、彦根市及び東近江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、労働基準法及び労働安全衛生法並びに同関係法規を普及推進し、労働条件の確保・改善、労働災害防止、労働者の健康確保等を図るため、必要な事業を行うことにより、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働災害防止のための法定資格の付与、特別教育等の実施に関する事業
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令に関する説明会・研修会の実施、相談・助言の実施及び啓発・広報に関する事業
- (3) 労働災害防止・労務管理等に関する用品・書籍等の販売、講習等修了証の再交付、広告等
- (4) 会員相互の連携に関する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、滋賀県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、本会の目的及び事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 会員は本部会員と支部会員とする。単独の事業場及び同一団体の複数事業場のうち1つの事業場を本部会員とし、その他の事業場を支部会員とする。

3 前項の本部会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会費）

第7条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費を納入しないとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

第4章 支部等

（支部）

第11条 本会は次の支部を置く。

- (1) 大津支部
- (2) 彦根・長浜支部
- (3) 東近江支部

2 会員は前項のいずれかの支部に所属するものとする。

(支部事業)

第12条 支部は、本会の目的を達成するため、理事会の承認を得て会長が定める支部規程に基づき、自主的な事業運営を行う。

(専門部会)

第13条 本会は本会の目的を達成するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、理事会の承認を得て会長が定める部会規程に基づき運営する。

第5章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての本部会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総本部会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する本部会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、本部会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総本部会員の議決権の過半数を有する本部会員が出席し、出席した当該本部会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総本部会員の半数以上であって、総本部会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使等)

第21条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない本部会員は、あらかじめ通知された事項に限り書面により議決権を行使し、または他の本部会員に代理人として議決権を行使することができる。この場合、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の3名以内を副会長とし、会長及び副会長以外の1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事の在任は、満 65 歳までとする。ただし、常勤の理事の任期満了時において、特段の事情等により延長する必要があるときには、理事会の決議を経て総会で承認のうえ、在任年齢を延長することができる。
- 3 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会の決議により定める役員報酬規程に基づき報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

(役員責任の免除)

第 30 条 本会は、一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 重要な使用人の選任及び解任
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(種類及び開催)

第 36 条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前各号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (4) 監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集するとき。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 資産及び会計

(基本財産)

第 38 条 本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として総会で決議した財産は、本会の基本財産とする。

2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 事務局

第43条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、職員若干名を置き、会長が任免する。
- 3 事務局には、事務局長を置くことができる。その場合、事務局長は理事会の承認を得て会長が選任及び解任する。
- 4 事務局の運営に関する規定は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額

の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

第48条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は津田幸一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は平成29年4月1日から施行する。

平成23年6月16日 通常総会承認

平成26年6月18日 定時総会変更承認

平成28年6月17日 定時総会変更承認